

村上市監査委員公表第3号

平成27年度 定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので同条第9項の規定により公表します。

平成28年2月22日

村上市監査委員

種 部 義 秋
佐 藤 重 陽

平成27年度村上市三面財産区会計定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定により平成27年度村上市三面財産区会計について定期監査を実施したので報告します。

- 1 監査の期間 自 平成28年1月20日
 至 平成28年2月22日

- 2 監査場所 村上市役所 監査委員室

- 3 監査方法 平成27年4月1日から同年11月30日までの業務を監査の対象とした。その中から視察研修業務について関係書類を提出させ、事務事業の執行状況や財務処理が適正かつ効率的に行われているかを監査した。

- 4 監査の結果 事業を行う上で必要な収入である使用料の納入が遅れていた。使用料については、条例で定められている納期限を徹底し、事務処理が円滑に行われるよう努めていただきたい。
 また、基金繰入を行い、支払予定だった選挙委託金について、基金繰入を行わず、使用料の納入を待って支払っていたため、支払が遅れが生じていた。支払事務が適正に行われるよう努めていただきたい。